

第35回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年4月25日(火) 午前11時15分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 8 議案第 5号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定について

日程第 9 報告第 1号 第1回総務小委員会の報告について

日程第10 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第11 報告第 3号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

3番委員 新田 義修

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

佐藤 桂

小山田 正幸

5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年4月25日（火） 午前11時15分

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、6番高橋敏彦委員と7番吉清水秀明委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第35回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年3月28日から令和5年4月25日までの分となります。議案書2ページをご覧ください。

（第34回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

議長 暫時休憩します。

（11時23分休憩）

（11時25分再開）

議長 これより会議を再開します。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定

について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は次の議案第2号整理番号1番及び2番とは一体の土地であり、ここに個人住宅及び自家用の駐車場を整備する事業計画となっております。申請地は概ね500メートルの範囲に篠木小学校と滝沢市多目的研修センターの2つの公共施設があり、幅員4メートル以上で上水道と下水道の2種類が埋設された道路に面しておりますが、農地法の規定によると半径500メートル以内に2つ以上の教育施設等といった公共・公益的施設があり、かつ上水道、下水道、ガスのうちいずれか2種類以上の管が埋設された幅員4メートル以上の沿道にある場合には第3種農地と判断されることから、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることにより許可相当の意見になるものと見られます。なお、資金計画は金融機関からの融資及び自己資金によるものであり、金融機関からの融資事前審査結果通知及び残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、佐藤桂推進委員、小山田正幸推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を佐藤推進委員にお願いします。

佐藤推進委員 推進委員の佐藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和5年4月14日に大森農業委員と小山田推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、篠木小学校より北東へ約220メートルのところにあります。なお、事務局からの説明にありましたように議案第2号の整理番号1番及び2番の申請地は隣接しており、同一の転用事業が予定されております。周囲の状況ですが、東側は農地、西側及び南側は道路を挟み宅地、北側は水路を挟み宅地となっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は8ページから12ページまでをご覧ください。
整理番号1番及び2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は議案第1号でも説明いたしましたように、同議案の整理番号1番並びに本議案の整理番号1番及び2番は一体の土地となっております、ここに個人住宅及び自家用の駐車場を整備する事業計画となっております。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、議案第1号にて一括して報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は14ページからをご覧ください。
整理番号1番から3番までは、所有権移転の案件です。
整理番号1番は、両方で調整した案件でございます。買受者には同居している農業の後継者がいることを確認しております。

整理番号2番は、権利の設定を受けている農地を買い受ける案件です。今回の所有権移転により整理番号2番の譲渡人は、所有していた農地約18ヘクタールの殆どの売買が完了することとなります。

整理番号3番は、整理番号2番の農地に隣接している農地で、整理番号2番の売買に併せて売り渡すこととした案件です。

整理番号4番、5番は、盛岡市の認定農業者が借り受ける案件です。下鶴飼地域集積協力金事業には参加しておらず、今回の貸借も公社を活用しない判断を両者がしたため基盤法による貸借となりました。

整理番号6番は、更新案件です。

整理番号7番は、地域の推進委員が調整し成立した案件です。

以上、議案第3号について、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の整理番号6番及び8番につきましては、再設定の案件につき現地調査を省略しております。整理番号1番から5番まで、7番及び9番の現地調査報告を大森農業委員にお願いします。

大森農業委員

8番大森です。それでは私の方から議案第3号のうち、新規案件であります整理番号1番から5番まで、7番及び9番について、ご報告申し上げます。

議案第3号整理番号1番から5番まで、7番及び9番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号整理番号1番から5番まで、7番及び9番の現地調査報告を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号7番につきましては、現地調査報告のため出席しております佐藤桂推進委員も関係する案件ですが、農地利用最適化推進委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限には該当しませんので退席の必要はありません。

佐藤推進委員 審議しやすいように退席を希望いたします。

議長 本人からの申し出がありましたので、佐藤推進委員の退席を許可します。

(佐藤桂推進委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は25ページからをご覧ください。

整理番号1番は、地域の推進委員が調整し成立した案件です。

飛びまして整理番号4番は、農地の契約更新に合わせて個人から法人が借り直すものと新規で借り受ける案件となっております。

整理番号6番は、地域の農業委員及び推進委員が調整し成立した案件です。

整理番号7番は、農地の契約更新に合わせて農業公社を活用した案件です。

整理番号8番及び9番は、地域の推進委員が調整し成立した案件です。

以上、議案第4号について、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の整理番号7番につきましては、更新の案件のため現地調査を省略しております。整理番号1番から6番まで及び8番から10番までの現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第4号のうち、新規案件であります整理番号1番から6番まで及び8番から10番までについて、ご報告申し上げます。

議案第3号整理番号1番から6番まで及び8番から10番までの農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号整理番号1番から6番まで及び8番から10番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
佐藤推進委員の入場を許可します。

(佐藤桂推進委員入場)

議長 佐藤推進委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第5号、令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを説明させていただきます。議案書は43ページから45ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、報告第1号、第1回総務小委員会の報告について、総務小委員会大森副委員長より報告をお願いします。

大森副委員長 総務小委員会副委員長の大森です。総務小委員会は委員長を議長である齊藤会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第1回総務小委員会の顛末についてご報告いたします。議案書は47ページをご覧ください。

第1回総務小委員会は、4月7日に総務小委員会委員6名が出席し、令和5年度の農業委員会活動計画について協議を行いました。

本年度の活動計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降多くの行事等が縮小または中止となったことから、これらを原則として以前の内容に戻した計画とすること等顛末に記載のとおり決定いたしました。また、意見交換等については、農業高校等1機関と行う方が踏み込んだ内容になるのではないかという意見や、今後の委員会活動に役立てるために農業公社や農協、土地改良区等を講師とした研修を行うこと等の意見が出され、実施方法を検討することとしました。

以上で、第1回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第10、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第11、報告第3号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書48ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第35回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年4月25日（火） 午前11時47分

議 長 _____

会議録署名人 6番委員 _____

会議録署名人 7番委員 _____

これは原本である。

令和5年4月25日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一